南信州豊丘村クラインガルテン勝負平募集要項

■募集施設

エリア	棟番号	備考
南	１～４号棟	４人使用を想定　ロフト付き　薪ストーブ付き
北	１～６号棟	２人使用を想定　ペット同伴可 （だたし、ペットは犬のみとし、サイズは中型犬までとする。）

■使用期間、使用料及び敷金

	南エリア	北アリア
使用期間	令和９年４月１日から令和10年３月31日	
使用料	700,000円	500,000円
敷金	100,000円	100,000円（※）

・使用期間の中途から使用する場合にあっては当該使用期間の残余期間とする。
・使用期間は４回を限度として更新することができる。（更新時の敷金負担はありません。）
・使用許可を受けた日から30日以内に使用料が一括納入されない場合は、使用許可を取り消す。
・光熱水費、通信費に掛かる費用は使用者の負担とする。
・中途解約の場合は90日前までに届け出るものとし、原則として使用料は還付しない。ただし、病気、事故、災害等、本人の責めに帰すべき事由でない場合はこの限りでない。

※北エリアの敷金は、ペット同伴の場合は倍額の 200,000 円とする。

■申請者資格

申請者は、次の要件をすべて満たす者とする。
・令和９年４月１日時点で住民票並びに居住実態が長野県外の見込みである者
・自ら農園を使用し耕作できる者
・農園における共益部分の維持管理作業（年間２回程度の草刈り・清掃作業等）に参加できる者
・４月から10月までは毎月２回以上（半月あたり１回以上）、11月から３月までは適宜来園し、自ら農園・施設を適正に管理できる者
・施設、農園及び周辺環境の保全に協力できる者
・年間行事、地区行事等に参加し、地域及び地元住民と積極的に交流できる者
・暴力団など反社会的活動団体の構成員でない者、また、関わりのない者
・一部施設はペット同伴可能施設であることを容認できる者
・ペット愛護について理解し、人とペットが共生できる快適な生活環境づくりに協力できる者
・ペットの持ち込みを行う場合は、別に定める「豊丘村滞在型農園施設クラインガルテンペット同伴規約」を遵守できる者
・今後、ペット同伴可能な施設や同伴できるペットの種類等が変更となる場合があることについて容認できる者
・募集要項及び関係する条例、規則、規約、その他村長が定める事項を遵守できる者

■提出書類
①豊丘村滞在型農園施設使用許可申請書
②履歴書（豊丘村滞在型農園施設使用許可申請書用）
③調査票
④暴力団関係者ではない宣誓書
⑤滞在予定者全員の住民票（同一世帯の場合は世帯全員のもの１通でよい。）
⑥納税証明書（滞在予定者のうち納税義務のある者について最新年度のもの）
⑦申請者の身分証明書（マイナンバーカード、免許証等）のコピー
⑧豊丘村滞在型農園施設ペット同伴申請書（ペット同伴希望者のみ）
※⑤と⑥については、①に滞在予定として記載のある者について必要となります。

■申請書受付期間
令和８年11月９日（月）から令和８年12月25日（金）17時必着
※先着順での決定ではありません。

■提出方法
原則として、申請書受付期間内の平日９時から17時の間に、豊丘村役場産業振興課移住定住係へ申請者本人又は申請者の家族が持参してください。その場で提出書類の内容確認と簡単な面談を行います。
※担当者不在の場合がありますので、来庁予定時刻を事前にご連絡くださいますようお願いいたします。（産業振興課移住定住係0265-35-9076）
※持参による提出ができない場合は受付期間内に郵送等でご提出ください。
※申請は、１世帯につき１申請のみとします。申請者とその家族がそれぞれ別々に申請することはできません。重複申込を行った場合又は使用予定のない者が申請した場合は無効とします。
※提出書類に虚偽のある場合は申請を無効とします。

■内覧会
以下の日程で内覧会を実施しますので、応募予定の方はできるだけご参加ください。予約不要。

期日	令和８年11月７日（土）８日(日)、28日(土)、29日(日）の４日間
時間	10時～14時
内覧施設	南エリア１号棟、北エリア６号棟、交流棟
その他	現地まではお車でお越しください。 上履き、スリッパ等の用意はありません。（室内は靴下でお上がりいただけます。）

都合により内覧会に参加できない方におかれましては、職員が個別にご案内いたします。来村予定日が決まりましたら、先ずはお電話で産業振興課移住定住係（0265-35-9076）までご相談ください。

なお、個別のご案内は、申請書受付期間の平日10時～16時とさせていただきます。また、ご希望の日程に沿えない場合がありますことをご了承ください。

■使用者の選考方法

使用者は選考のうえ決定します。先着順で決定することはありません。

・選考結果の上位者から優先的に、第１、第２、第３希望の順に、利用エリア・棟を決定します。
・第２希望以降がない場合は記入しないでください。
・第２希望以降でエリアのみ希望した場合の棟番号は事務局に一任いただきます。
・決定後の辞退は認めません。
・選考の結果、事務局側で厳正なる抽選を実施し決定する場合があります。
・北エリア４～６号棟のラウベには車椅子用スロープがありますが、車椅子を利用されない方も申請いただけます。ただし、北エリア４～６号棟については、恒常的に車椅子を利用される方の有無とその方の年間滞在予定日数を選考基準の一部として考慮する場合があります。
・北エリアはペット同伴可としておりますが、ペットを同伴されない方も申請いただけます。なお、ペット同伴の有無を選考基準の一部として考慮することはありません。
・南エリアは４人使用、北エリアは２人使用を想定しておりますが、この人数によらず申請いただいて結構です。例えば、夫婦２人で使用予定の方が南エリアに申請いただくこと、また、両親と小学生の子どもの計３人で使用予定の方が北エリアに申請いただいても結構です。ただし、申請いただいたご本人やご家族等の総合年間滞在予定日数を選考基準の一部として考慮する場合があります。
・選考結果は、令和９年１月末までに申請者全員に対して郵送でお知らせします。お電話での個別のお問合せには応じられませんのでご了承ください。
・提出書類の返却はいたしません。
・申請状況、申請倍率、選考基準に関するお問合せにはお答えできません。
・選考結果に対する苦情や質問は受け付けません。

■その他

・敷地及び施設には高低差や段差があります。また、居室、浴室、トイレ等もバリアフリーではありません。状況をよくご確認のうえ申請してください。
・外観については職員不在であってもご自由に見学いただけます。見学にあたっては地元住民、耕作者へのご配慮をお願いいたします。
・各ラウベに割り当てられる農園は同一でありません。形状、土質及び面積には差異がありますのでご了承ください。
・令和９年４月以降、車いす用スロープ（着脱式・可搬型）を交流棟に用意しますので、必要な方はご使用ください。（使用の都度、持ち出し・返却にご協力ください。）
・「南信州豊丘村クラインガルテン勝負平」に住民票を置くことはできません。
・使用者は、申請者、申請者の家族・親族及び友人までとします。
・申請者及び申請者の家族・親族不在の場合の使用はできません。（申請者の友人だけによる使用はできません。）
・更新は現に使用している棟のみ可能とします。他のエリアや棟への移動はできません。
・使用許可区画の施設及び農園を自ら適正に管理できない場合、管理者から警告１回目においては注意、警告２回目においては退去といたします。
・既設備品、持ち込み備品については、使用上の注意事項を十分確認の上、適正な使用をお願い

します。
・管理者側が用意する農業用機械、農機具は無償でご利用いただけますが、数に限りがありますので、使用者同士譲り合ってご利用ください。（燃料費についてはご負担いただきます。）
・共用ゴミ箱の設置はありません。ゴミは可燃ゴミ、不燃ゴミに関わらず原則としてお持ち帰りください。なお、各ラウベの農園に生ごみ用コンポストを設置しますのでご活用ください。
・クラインガルテンの周辺にも農地があります。農作業（草刈り、消毒・農薬・除草剤等の散布や飛散、車両の通行や路肩駐車、獣害対策の音響装置（爆音機）、等）にご理解ください。（これらは早朝・夜間に行われる場合もあります。）
・周辺には畜産施設があります。風向き等により畜産施設の臭気がありますことをご理解ください。
・風向き等により、落ち葉や消毒・農薬・除草剤等の飛散がありますことをご理解ください。
・農作物が獣害被害を受ける場合がありますことをご理解ください。
・管理者側が施設、農園等の維持管理のため消毒・農薬・除草剤等を使用することをご理解ください。
・積雪、倒木等により道路の通行に支障が生じることがありますことをご理解ください。
・現地及び周辺の状況を十分確認、理解したうえで申請してください。
・今後、維持管理等のため、クラインガルテン敷地内外で工事を実施する場合があります。また、それらの工事に伴い周辺環境に変化がありますことをご理解のうえ申請してください。
・施設の改良、修繕等により、ホームページ等で公開している状況と異なる箇所がありますことをご理解のうえ申請してください。
・退去される際、ペットや喫煙による匂いや汚れについて、管理者が必要と認めた場合は原状復旧費用をご負担いただきます。
・募集要項及び関係する条例、規則、規約についてご理解ご納得のうえ申請してください。

お問合せ先
〒399-3295　長野県下伊那郡豊丘村神稲3120番地
豊丘村役場産業振興課移住定住係
電話：0265-35-9076

南信州豊丘村クラインガルテン勝負平　位置図

●車でお越しの場合
東京方面から　　中央道松川ICから 15 分
名古屋方面から　中央道座光寺スマートICから 20 分

●電車でお越しの場合
JR飯田線市田駅からタクシーで 10 分

●高速バスでお越しの場合
中央道高森バス停からタクシーで 15 分



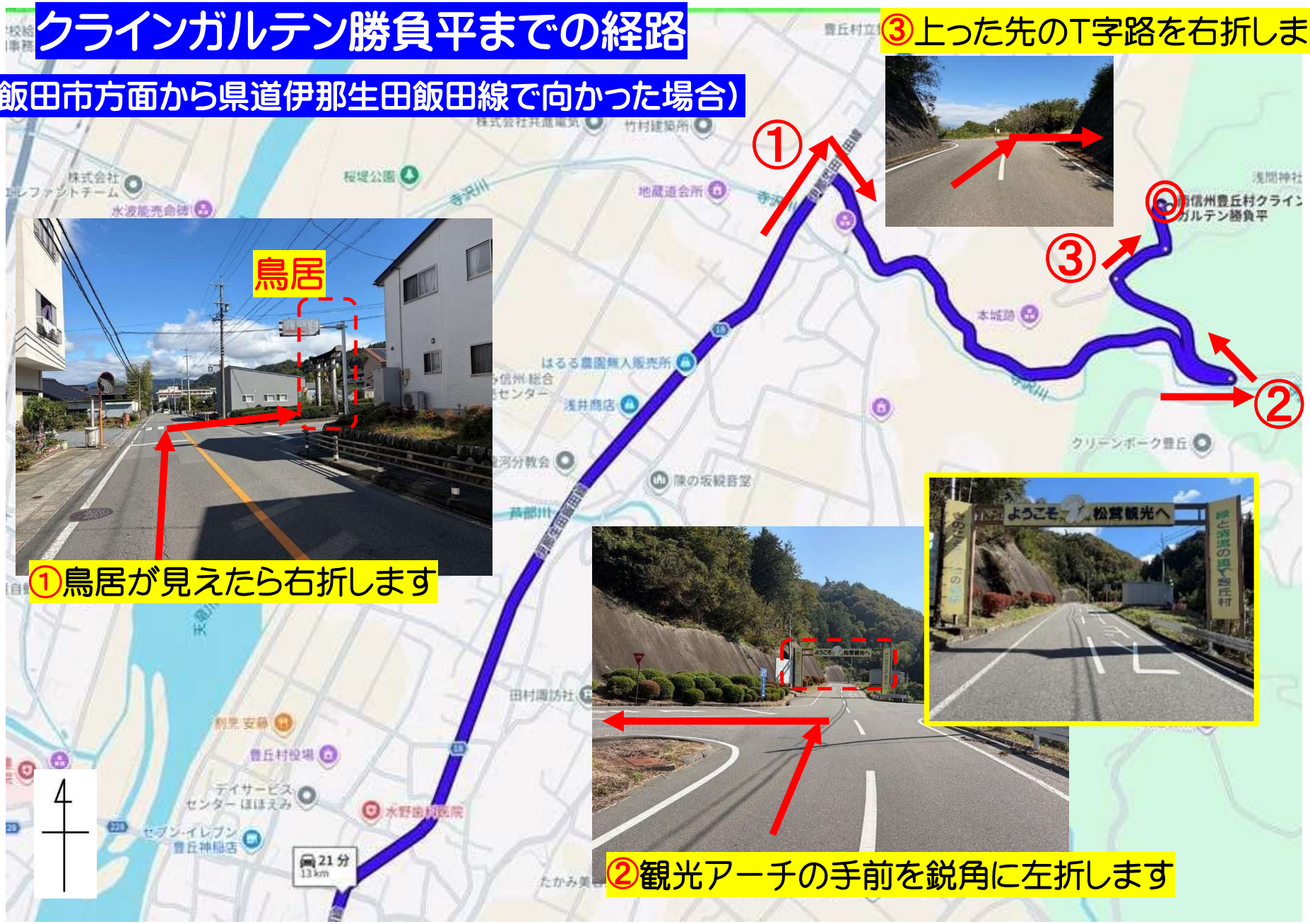
クラインガルテン勝負平までの経路

（松川町方面から県道伊那生田飯田線で向かった場合）

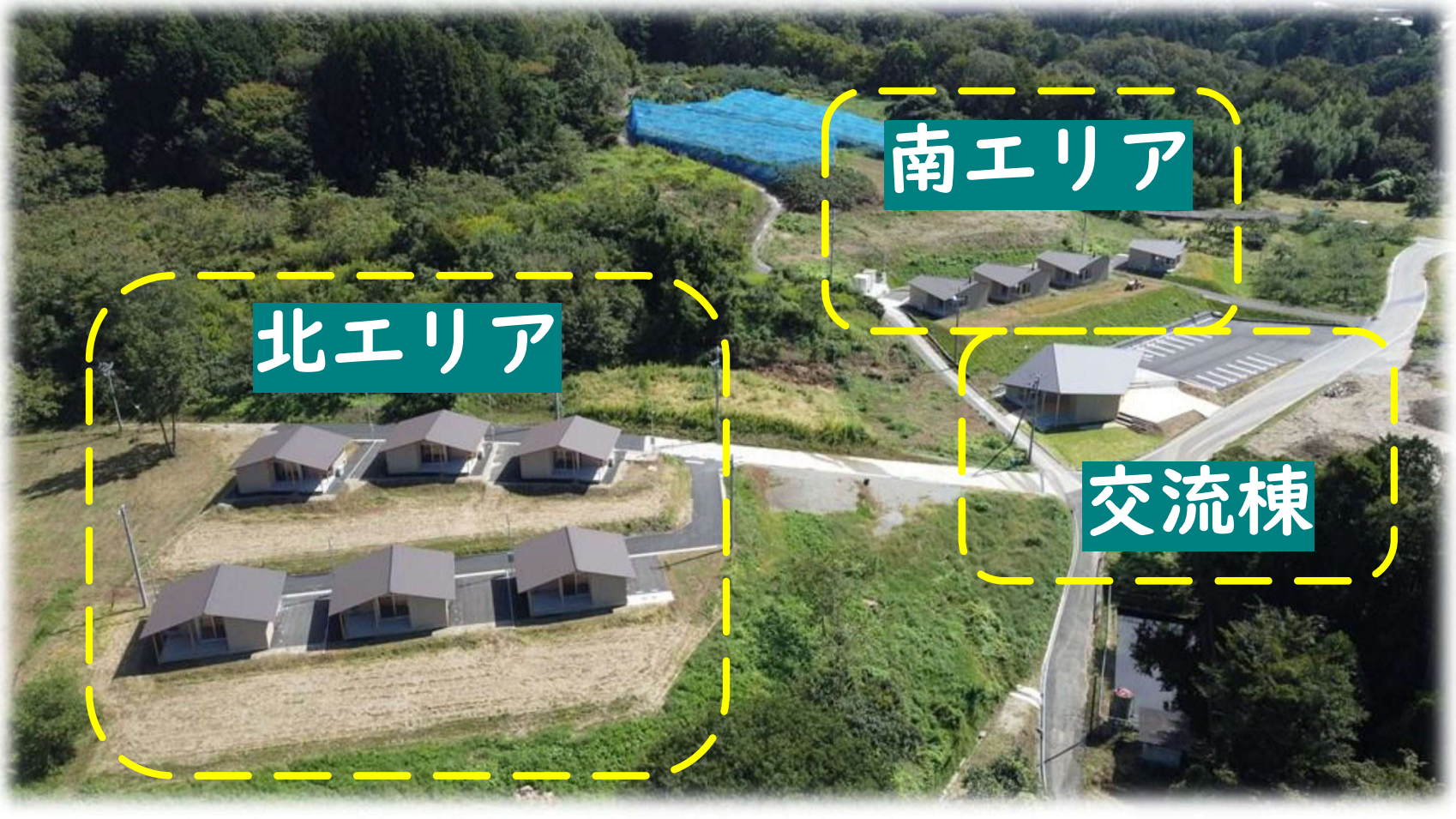


クラインガルテン勝負平までの経路

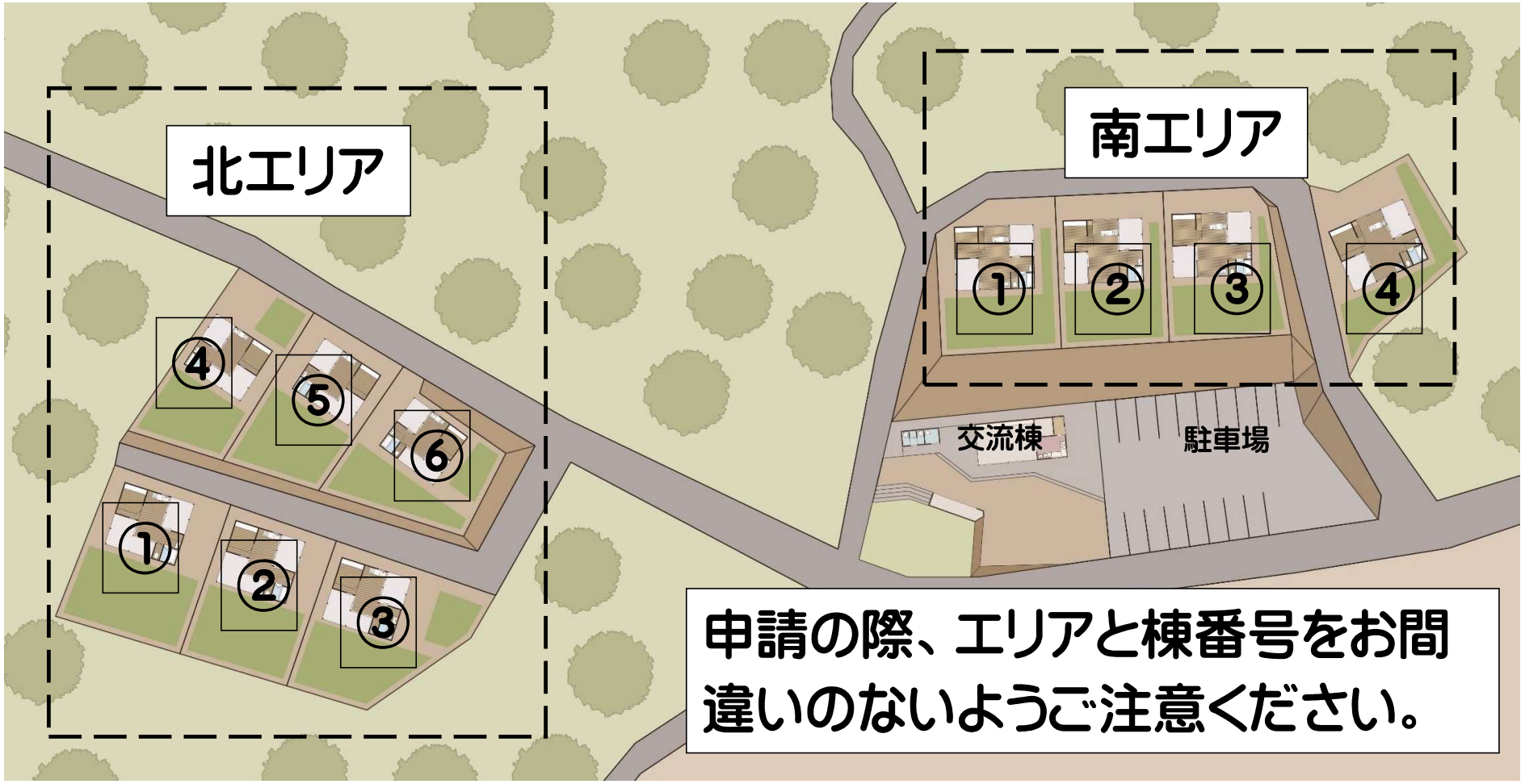
（飯田市方面から県道伊那生田飯田線で向かった場合）



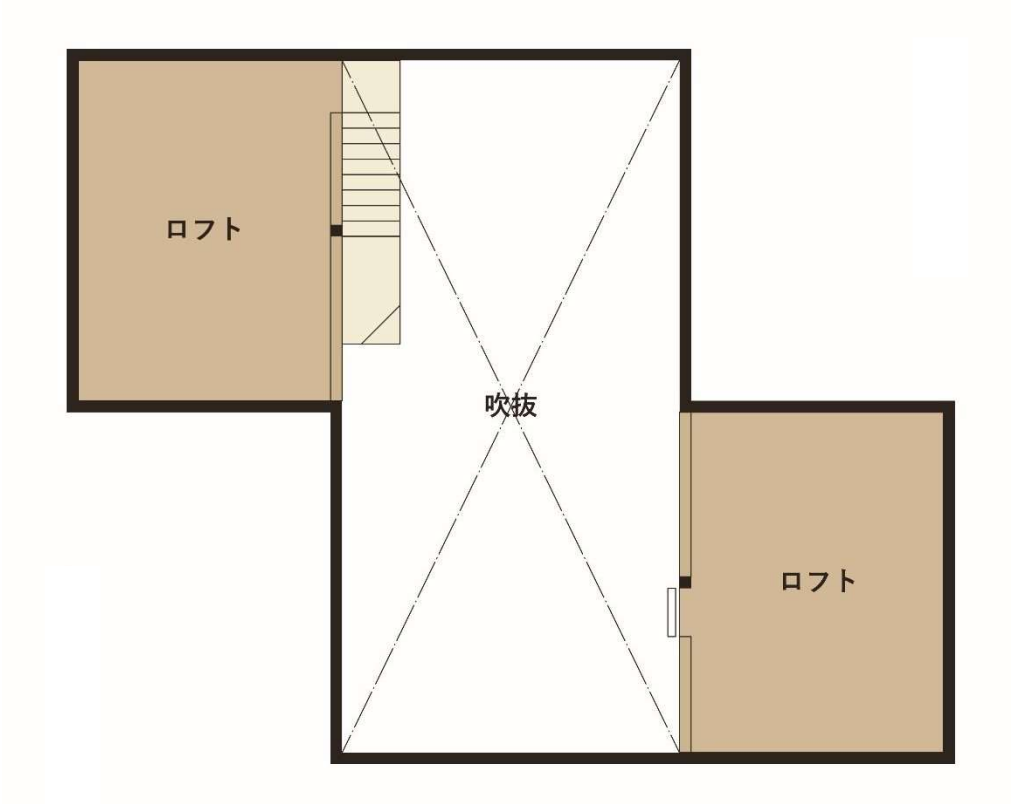
施設の紹介



南信州豊丘村クラインガルテン勝負平　エリアと棟番号



南信州豊丘村クラインガルテン勝負平
南エリアの間取り





南信州豊丘村クラインガルテン勝負平
北エリアの間取り

①～③号棟



---

④～⑥号棟



クラインガルテンを使用される皆様へ

使用者同士が施設を快適に、長期安定的に使用していただくため、以下の事項をお守りください。

１　ご使用にあたっての禁止事項

・共用部分へは私物やゴミを置かないでください。
・契約駐車区画外への無断駐車(訪問客の駐車も含む)はしないでください。
・ペット同伴規約に違反したペット飼育はしないでください。
・テレビ、ステレオ等の視聴は音量を過度に大きくしないようにしてください。
・室内外で大声をあげたり、騒いだりしないようにしてください。

２　設備等の使用について

●共同備品

・農業用機械、農機具は無償でご利用いただけますが、数に限りがありますので、使用者同士譲り合あってご利用ください。併せて、管理者側が指定する台帳への記載をしてください。破損等した場合は管理者へご連絡ください。
・使用後は土や泥等の汚れを落としてから、当日中に元の場所に返却してください。
・燃料を使用した際は、満タンにして返却してください。
・使用方法が不明な際は管理者へお問合せください。
・誤った使用方法により破損した場合は弁償していただきます。

●床・壁・設備等

・家具、家電製品等を設置する際は、壁や床の傷、カビ等の対策にご留意ください。また、画びょうや釘は打たないようにしてください。修繕が必要な場合は使用者負担で原状復旧していただきます。
・喫煙の際は、こまめな換気や室外で行うようにしてください。
・薪ストーブは管理者が指定する樹種の薪のみを使用してください。指定する薪以外を使用して薪ストーブが破損した場合は弁償していただきます。なお、灰は自身が使用する畑に撒いてください。

●給水施設・排水施設

・水道管の破損（特に冬季間の凍結破損）にご注意ください。水抜き作業等が不明な場合は施設管理者へお問合せください。使用者の責による水道管破損の場合は修理費用をご負担いただきます。
・汚水は合併浄化槽で処理します。ご使用にあたっては別途ご案内する合併浄化槽使用パンフレットをご覧ください。誤った使用方法により修理が必要となった場合は修繕費用を請求いたします。

●その他

豊丘村滞在型農園施設設置条例、条例施行規則、ペット同伴規約、その他村長が定めた事項を遵守してください。

お問合せ：豊丘村役場産業振興課移住定住係　0265-35-9076

・豊丘村滞在型農園施設設置条例

・豊丘村滞在型農園施設設置条例施行規則

・豊丘村滞在型農園施設ペット同伴規約

豊丘村滞在型農園施設設置条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の２の規定に基づき、豊丘村滞在型農園施設(以下「クラインガルテン」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　農地及び地域資源の利活用により、村民及びクラインガルテン使用者が交流を行える場、地域の活性化を図る場として、クラインガルテンを設置する。

（名称及び位置）

第３条　クラインガルテンの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
南信州豊丘村クラインガルテン勝負平　南エリア	豊丘村大字河野 2284 番地
南信州豊丘村クラインガルテン勝負平　北エリア	豊丘村大字河野 2350 番地

（指定管理者による管理）

第４条　村長は、クラインガルテンの管理を指定管理者(地方自治法第 244 条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は、次に揚げる業務を行うものとする。

(1)　クラインガルテンの使用の許可に関する業務

(2)　クラインガルテンの施設等の維持管理に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、クラインガルテンの運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務

（構成施設）

第６条　クラインガルテンは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

(1)　簡易宿泊施設(以下「ラウベ」という。)付き農園

(2)　附帯施設

(3)　交流施設

２　前項第２号に掲げる施設は、同項第１号に掲げる施設を使用する者が共同で使用するための施設とする。

３　第１項第３号に掲げる施設は、同項第１号に掲げる施設を使用する者及び村長が使用を認めた者が共同で使用するための施設とする。

（交流施設の使用時間）

第７条　交流施設の使用時間は、午前９時から午後９時までとする。

２　村長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

３　指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ村長の承認を得て使用時間を変更することができる。

（使用期間）

第８条　第６条第１項第１号及び第２号に掲げる施設（以下「ラウベ等」という。）を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、４月１日から翌年の３月 31 日までとする。ただし、使用期間の中途から使用する場合にあっては、当該使用期間の残余期間とする。

２　使用期間は、４回を限度として更新することができる。

（使用の許可）

第９条　クラインガルテンを使用しようとする者（前条第２項の規定により使用期間の更新をしようとする者を含む。）は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　村長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

３　村長は、クラインガルテンの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の許可をしないものとする。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2)　クラインガルテンの施設及び設備器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4)　前号に掲げるもののほか、クラインガルテンの管理上支障があると認められるとき。

（使用の制限）

第 10 条　村長は、前条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1)　この条例又は豊丘村滞在型農園施設設置条例施行規則（令和８年豊丘村規則第８号。以下「規則」という。）に違反したとき。

(2)　使用の申請に偽りがあったとき。

(3)　クラインガルテンの管理上特に必要があると認められるとき。

(4)　その他村長が不適当と認めるとき。

２　前項の規定により、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又

は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、村長は、その賠償の責めを負わない。

（使用の中止の届出）

第11条　使用者は、クラインガルテンの使用を中止しようとするときは、その旨を村長に届け出なければならない。

（使用料の納付）

第12条　使用者は、別表１及び別表２に定める使用料を納付しなければならない。

２　第６条第１項第１号の使用料は、第９条第１項の許可を受けた日から30日以内に納付しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　第６条第１項第３号の使用料は、第９条第１項の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、村長が特に認めるときは、使用の際又は使用後に納付することができる。

（使用料の減額又は免除）

第13条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1)　村が共催又は後援する事業に使用する場合

(2)　村長が特に公益上必要と認めた団体が使用する場合

(3)　前各号の場合のほか、村長が特に必要と認めた使用の場合

（使用料の還付）

第14条　既納の使用料は還付しない。ただし、村長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（費用の負担）

第15条　次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1)　ラウベ等の修繕に要する費用のうち、規則で定める軽微な修繕及び使用者の責めに帰すべき事由によりその必要が生じた修繕に要する費用

(2)　ラウベ等で使用する光熱水費、通信料及び受信料

(3)　クラインガルテンを使用する者の共通の利益を図るための費用

(4)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める費用

（管理義務）

第16条　使用者は、使用する施設及び設備器具等について善良な管理者としての注意義務を負い、これを正常な状態において維持しなければならない。

（目的外使用、権利譲渡等の禁止）

第17条　使用者は、第９条第１項に規定する許可を受けた目的以外の目的に使

用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復義務）

第18条　使用者は、使用が終わったとき、又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した農地を含む施設及び設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

２　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、村長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（ラウベ等の検査）

第19条　村長は、クラインガルテンの管理上必要があると認めるときは、村長の指定した者にラウベ等の検査をさせ、使用者に対して必要な指示をさせることができる。

２　前項に規定する検査において、現に使用しているラウベ等に立ち入るときは、あらかじめ当該使用者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるとき、又はその他事前に通知することが困難であると認めるときは、この限りでない。

３　第１項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、使用者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

（損害賠償）

第20条　故意又は過失によりクラインガルテンの施設及び設備器具等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　第18条第２項の規定は、使用者が前項に規定する原状回復の義務を履行しない場合について準用する。

（敷金）

第21条　村長は、使用者から使用開始時に敷金を徴収するものとし、敷金の額は別表１に定めるとおりとする。

２　第１項に規定する敷金は、使用者が退去するとき、無利子でこれを還付する。ただし、第18条第２項又は第20条第２項に該当し、村長が必要と認めたときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

（委任）

第22条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年８月１日から施行する。ただし、第９条、第 12 条、第 13 条及び第 21 条の規定は、令和８年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和８年度に限り、ラウベ付き農園１区画の使用料については、南エリアは年額 350,000 円、北エリアは年額 250,000 円とする。

別表１（第 12 条及び第 21 条関係）

単位	使用料	敷金
ラウベ付き農園１区画　南エリア	年額 700,000 円	100,000 円
ラウベ付き農園１区画　北エリア	年額 500,000 円	100,000 円
共益費	村長が別に定める	

ただし、ペットを同伴させる場合の敷金は倍額とする。

別表２（第 12 条関係）

(1)交流施設使用料

１日	半日	夜間	備考
2,000 円	1,000 円	1,000 円	村外の団体及び者が使用する場合は、倍額とする。

(2)交流施設で冷暖房を使用する場合の加算額

１日	半日	夜間	備考
1,000 円	600 円	600 円	

ただし、(1)及び(2)について第６条第１項第１号に規定する施設の使用許可を受けた者は、無償とする。

豊丘村滞在型農園施設設置条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、豊丘村滞在型農園施設設置条例（令和８年豊丘村条例第５号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請等）

第２条　条例第９条第１項前段の規定による豊丘村滞在型農園施設（以下「クライガルテン」という。）のうち条例第６条第１項第１号に規定する施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書（以下「許可申請書」という。）及び添付書類を村長に提出しなければならない。

(1)　新規の申請　豊丘村滞在型農園施設使用許可申請書（様式第１号）

添付書類　住民票（使用予定者全員）・納税証明書（使用予定者のうち納税義務のある者）

(2)　更新の申請　豊丘村滞在型農園施設使用期間更新許可申請書（様式第２号）

添付書類　住民票（使用予定者全員）・納税証明書（使用予定者のうち納税義務のある者）

（許可申請書の受付等）

第３条　村長は、募集期間を定めて許可申請書を受け付けるものとする。ただし、村長が特別の理由があると認める場合には、この限りでない。

２　村長は、前項の規定により募集期間を定めて許可申請書を受け付けるときは、あらかじめ募集に係るラウベ付き農園の区画の数、使用料、募集期間、選考方法その他の必要な事項を村のホームページへ記載し、その他の適宜の方法により周知するものとする。

３　村長は、許可申請書について審査を行い、別に定める選考方法等に従い、クライガルテンを使用する者を決定するものとする。

（使用の許可等）

第４条　村長は、使用許可をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

(1)　新規の許可　豊丘村滞在型農園施設使用許可書（様式第３号）

(2)　更新の許可　豊丘村滞在型農園施設使用期間更新許可書（様式第４号）

２　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がクラインガルテンを使用するときは、使用許可書を携帯しなければならない。

（使用許可の変更の申請等）

第５条　使用者が、条例第９条第１項後段の規定による変更の許可（以下「変更許

可」という。）を受けようとするときは、豊丘村滞在型農園施設使用許可変更申請書（様式第５号。以下「変更申請書」という。）に使用許可書を添えて、村長に提出しなければならない。

２　村長は、変更許可をしたときは、豊丘村滞在型農園施設使用許可変更許可書（様式第６号。以下「変更許可書」という。）を交付するものとする。

３　前条第２項の規定は、変更許可を受けた者の変更許可後の使用について準用する。

（使用の中止の届出）

第６条　使用者は、条例第 11 条の規定によるクラインガルテンの使用の中止の届出をするときは、豊丘村滞在型農園施設使用中止届（様式第７号。以下「使用中止届」という。）に使用許可書を添えて、90 日前までに村長に提出しなければならない。

（使用者が費用を負担する軽微な修繕）

第７条　条例第 15 条第１号の規定に定める軽微な修繕は、破損ガラス等の取替え、附帯設備の構造上重要でない部分の修繕、その他村長が指定する修繕とする。

（クラインガルテンにおける栽培の制限）

第８条　クラインガルテンにおいて栽培することができる作物は、使用期間（条例第８条第２項の規定による使用期間の更新をする場合にあっては、当該更新後の使用期間を含む。）内に収穫できる野菜又は草花とする。

（使用者の遵守事項）

第９条　ラウベ等の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　使用の許可のない農園、施設、設備、器具等を使用しないこと。

(2)　許可なく貼り紙、物品の展示、物品の販売その他これらに類する行為をしないこと。

(3)　爆発物の持ち込み等の危険を及ぼす行為をしないこと。

(4)　施設、設備、器具等を損傷し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。

(5)　火気の使用には特に注意すること。

(6)　建築物及び工作物を設置しないこと。

(7)　指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。

(8)　ペットを同伴させる場合は、別に定める豊丘村滞在型農園施設ペット同伴規約に従うこと。

(9)　村長の指示に従うこと。

（交流施設使用の許可申請等）

第 10 条　条例第６条第 1 項第３号に規定する交流施設を使用するときは、村長又は指定管理者に申請しなければならない。

２　交流施設の使用者は、第９条各号に規定する事項を遵守するものとする。

（休館日）

第 11 条　交流施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)　毎週水曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の翌日

(3)　前号に揚げる日が水曜日に当たるときは、その翌日

(4)　12 月 29 日から翌年１月３日まで

（使用料の還付）

第 12 条　条例第 14 条ただし書の規定による使用料の還付（以下「使用料の還付」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　災害その他使用者の責めに帰することのできない事由によりを使用することができなくなった場合は、使用料のうち使用することができなくなった期間に相当する額。

(2)　前号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めるときは、村長がそのつど定める額。

２　使用料の還付を受けようとする者は、豊丘村滞在型農園施設使用料還付申請書（様式第８号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　村長は、使用料の還付を承認したときは、豊丘村滞在型農園施設使用料還付通知書（様式第９号）を交付するものとする。

（補則）

第 13 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。ただし、第２条から第５条まで及び第 10 条の規定は、令和８年５月１日から施行する。

豊丘村滞在型農園施設ペット同伴規約

（趣旨）

第１条　この規約は豊丘村滞在型農園施設（以下「クラインガルテン」という。）において快適な環境を維持し、使用者同士及び来訪者と近隣住民とのトラブルを防止することを目的とする。

（同伴可能なペット）

第２条　同伴可能なペットはラウベ１棟につき犬２頭（体高 60 ㎝以下、かつ、体重 25kg 以下）までとし、村長が許可した犬（著しい攻撃性を備えていないこと、及び、先天的に攻撃性の高い犬種でないこと）のみに限る。なお、犬以外（猫、鳥、爬虫類を含む）のペット及び、成長により体高、体重等が前述を超過した犬は同伴不可とする。

（ペット同伴の申請と許可）

第３条　ペットの同伴を希望する使用者は、次の①～④書類を提出し、管理者の許可を得なければならない。

①　豊丘村滞在型農園施設ペット同伴申請書（様式第１号）

②　狂犬病予防接種済証

③　５種類以上の混合ワクチン予防接種証明書または抗体検査結果証明書の写し、または、十分な抗体を持っていることが証明できる抗体検査結果証明書の写し

④　不妊去勢手術済の場合は実施済みを証明する書類

２　村長は前項の申請を許可したときは、豊丘村滞在型農園施設ペット同伴許可書（様式第２号）を交付するものとする。

（使用者義務）

第４条　使用者は次の①～⑧の義務を負うものとする。

①　他の使用者及び近隣の住民の立場を尊重し、快適な環境の維持向上を図ること。

②　ペットの本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、ペットを終生、適切に同伴させること。

③　ペットには寄生虫予防の適切な措置をするとともに、各種伝染病等の法令に定めたワクチンの接種を受けさせること。

④　ペットが人または他のペットに感染する恐れのある病気に罹患（りかん）した場合は、伝染の恐れがなくなるまで、ラウベ及び施設内へのペットの入室を停止するとともに村長に報告し指示を受けること。

⑤　同伴するペットが建物の室内外において、ケガ及び死亡が発生しないよ

う、使用者は管理すること。

⑦　動物に関する国際条約、動物の保護及び管理に関する法律、在住する自治体の動物の保護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守ること。

⑧　本規約及び村長が別途定める事項を遵守すること。

（遵守事項）

第５条　使用者は次の①～⑱の事項を遵守しなければならない。

①　犬の散歩及び外出させる際には、必ずリードで繋ぎ、交流施設、その他立ち入りを禁止された場所に入れないこと。また、敷地内ではリードを短く持ち、他の使用者に触れないように注意すること。

③　ペット及び同伴環境は常に清潔を維持し、健康管理、疾病（しっぺい）の予防、ノミ・ダニ等害虫の発生を防止すること。

④　ペットが排泄した糞便は衛生的に処理すること。また、糞尿による悪臭や無駄吠え等で近隣に迷惑をかけないよう、ペットには必要な躾（しつけ）を行うこと。

⑭　使用者が４時間以上不在にする場合、ペットのみを部屋に置かないこと。

⑧　使用者が４時間未満の外出をする際、ペットはラウベ内でケージ等に入れること。

⑨　ペットの手入れはラウベ内で行い、駐車場や交流施設等ではしないこと。また、毛の手入れ、ケージの清掃などを行う場合は、ラウベの窓を閉めるなどして、毛などの飛散を防止すること。

⑩　屋外から戻った際はペットの足を必ず洗うこと。

⑫　ペットを同伴した来客の入室、ペットの繁殖、並びに、ペットの交流施設への連れ込みは禁止とする。

⑯　不慮の事故の発生を防ぐため、一般来客がペットに対して不用意な行動をとらないように使用者は配慮すること。

⑱　ペットが死亡した場合には、適切な措置をすることとし、敷地内での埋葬及び火葬等は禁止とする。

（使用者の賠償責任）

第６条　ペットによる建物の畳・床・壁・建具・内装材及び設備等、室内・室外を問わず破損・汚損（ペットによる異臭を含む）又は他の使用者並びに他のペットに対する傷害・損害等を生じた場合は、村長に報告するとともに、使用者が全責任を負い、損害賠償、原状回復等誠意をもって解決しなければならない。

（退去時の原状回復）

第７条　契約期間の終了により、建物を明け渡すときは、使用期間の長短に関わらず管理者が手配した清掃業者による全室のクリーニング（消毒、異臭対策を含む）を実施するものとする。また、室内の畳・床・建具・内装材並びに設備等、ペットによる破損、汚損、変色、異臭等が認められる場合には、修理・張り替え・取替等を行い使用前の状態に回復するものとする。

（近隣への賠償責任）

第８条　ペットが第三者及び施設に損害を与えた場合は、村長に報告し、その使用者は誠意をもって状況を改善し、被害者に補償すること。

（同伴の取消）

第９条　使用者が本規約の各条項に掲げる義務に違反し、村長が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務を誠実に履行しない場合、契約を解除されても、村長に対して何らの異議申し立てを行わないものとする。また、契約締結後において、ペットの管理が十分でないと判断した場合､契約を一方的に解除できるものとする｡この場合、利用料は返還しない。

２　前項の場合、使用者は速やかに契約の対象となった施設を明け渡すこと。この場合、使用者に損害が生じても、村長はその責任を負わない。

（委任）

第 10 条　この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この規約は、令和８年８月１日から施行する。ただし、第３条の規定は、令和８年５月１日から施行する。